

令和 年 月 日

生駒市水道事業代表者 生駒市長 様

所有者 住 所

氏 名

印

誓 約 書

下記の申込場所において、建築物に直結増圧給水方式により給水を受けるための給水装置工事の申込にあたり、以下の項目について誓約します。

記

申込場所

建築物名称	
所 在 地	

1. 増圧装置を設置するにあたり、以下の「直結増圧給水に関する取扱い」基準を遵守します。
 - ① 増圧装置の異常、故障時に備え、警報装置を設置します。
 - ② 施設管理者等選任（変更）届に記載した管理責任者等の連絡先が表記された掲示板を建物使用者に周知できる場所に設置します。
 - ③ 施設管理者等選任（変更）届に記載した管理責任者等が変更された時は、速やかに届出を行います。また、緊急時の連絡先等が明記された掲示板の内容も変更します。
 - ④ 増圧装置の保守点検を年1回以上行います。また、異常が認められたときは、速やかに修理等の必要な処置を行います。
 - ⑤ 当該建築物の所有権を第三者に譲渡するときは、本基準に定められた内容を譲渡人に承継させて、給水条例第7条に基づく届けを提出します。
 - ⑥ 当該建築物を第三者に貸与するときは、本基準に定められた内容を遵守させます。
 - ⑦ 市メーターの計量及び取替え等の業務に対し協力します。
 - ⑧ 給水装置の改造工事を行うときは、速やかに指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」を提出します。

（裏面に続く）

2. 配水管から分岐するすべての給水装置について、当方が責任を持って維持管理を行います。
3. 生駒市上下水道部が施工する工事等に伴って一時的な断水や減水、水道管の突発的な事故等が発生し、そのことが原因で出水不良等の支障を受けやすいことを充分認識し、それにより支障が生じた場合においては、異議申し立てしません。
4. 増圧装置に起因して、逆流又は漏水等が発生し、生駒市上下水道部又は使用者等に損害を与えた場合には、所有者が責任を持って補償します。
5. 将来の配水管の水圧変動や建物使用者の使用量増加などにより出水不良が発生した場合は、所有者の責任で増圧装置を含む給水装置の見直しを行うなど速やかに対応します。
6. 上記各項の条件を使用者等に周知し、直結増圧式給水に起因する紛争等については当事者間で解決します。